

令和8年度きょうとプレコン推進事業
(幼児期から中学生等を対象とした教育プログラムに係るデザイン・動画作成事業)
業務委託仕様書

1 事業の目的

京都府子育て環境日本一推進戦略及び子育て環境日本一・京都の実現に向けた取り組みの推進に関する条例に基づき、妊娠に関する医学的な知識とライフデザインについて考える機会を一体的に提供し、幼児期から社会人に至るまで切れ目のないプレコンセプションケアを推進するための教育・研修プログラムを作成する。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) プログラムの作成に関すること

幼児期から小・中学生及びその保護者・保育士等向け出前講座のプログラムについて、以下のとおり作成すること。原稿案は京都府が別途作成し、令和8年9月上旬頃に受託者へ提供する。受託者は原稿案に基づき、以下のプログラムを作成し、令和9年1月上旬までに京都府へ納品すること。

内容については、教育現場での使用に十分配慮し、年齢に応じた適切な表現とするとともに、デザイン等については、対象年齢に応じた視認性や理解のしやすさを確保し、ユニバーサルデザイン等に配慮すること。

納品までに、必ず京都府の承認を得ること。なお、京都府と協議し、必要に応じて適宜中間報告を実施すること。

プログラムの作成にあたっては、医学監修を受けること。監修者については京都府が選出し、監修者への謝金支払い等の調整については受託者が行うこと。なお、入札書作成にあたり、謝金相当額として、111,200円（13,900円×2名×4回）で計算すること。

ア プログラムの内容（現時点での想定であり、変更の可能性もあり得る）

（ア）小学生を対象とした教材（40分想定）

体の役割、いのちの始まり、赤ちゃんが生まれてくるまで 等

（イ）中学生を対象とした教材（60分想定）

思春期の体の変化、妊娠・出産のメカニズム・妊娠適齢期を踏まえたライフデザイン、生活習慣、やせ・肥満が与える影響、性感染症、避妊・中絶 等

（ウ）大人（保護者・保育士等）を対象とした教材（60分～90分想定）

月経や妊娠について、性に関することのこどもへの伝え方 等

イ 作成する教材の種類

(ア) 出前講座で使用するスライド教材

京都府から提供する原稿を基に、PowerPointのスライドをデザイン・調製すること。スライドについては、上記アの区分で各20ページ、計60ページ想定とし、画像素材等については、適切に権利処理を行うこと。

スライドに掲載するイラストについて、30点程度描きおろすこと。なお、事前にラフ案を提出し、京都府の承認を得ること。また、必要に応じて受託者が保有する素材の活用も認める。

(イ) スライドの内容を補完する動画教材

京都府から提供するシナリオを基に、動画を作成すること。(3分×4本)

内容は、「①受精から着床までの流れ、②妊娠週数毎の胎児の大きさ、③胎児の回旋及び出産時の様子、④月経について」とすること。(現時点での想定であり、変更もあり得る。)

動画については、フルHD(1920×1080)以上とし、ナレーションをつけること。

(ウ) 出前講座をする際の注意点等を取りまとめた講師用教材

京都府から提供する原稿を基に、Wordにてデザイン・調製すること。上記アの区分で各10ページ、計30ページ想定とする。

(エ) 出前講座実施に向けた各学校・園と実施者間の調整マニュアル(事前・事後アンケート含む)

京都府が指示する原稿を基に、Wordにてデザイン・調製すること。上記アの区分で作成し、すべての区分をあわせて計10ページ想定とする。

(2) 周知リーフレットの作成に関すること

次年度以降、本プログラムを各学校・園に周知することを目的としたリーフレットを作成すること。なお、内容は京都府と協議すること。

作成したリーフレットを4,000部印刷し、令和9年3月末までに京都府に納品すること。

(A3(2つ折り)・両面・フルカラー・コート紙・四六判135kg)

(3) 検討会等の開催に関すること

プログラムの内容調整にあたり、検討会等を開催することとし、開催にあたって以下の事務を行うこと。

ア 検討会等の開催(4回程度)

京都府の指示に基づき、資料準備・会場設営等を行うこと。なお、会場使用料は京都府が

負担する。

なお、検討会は1回あたり3時間程度の想定とする。

イ 検討会議事録の作成

京都府が指示する様式により議事録を作成し、開催後1週間以内に京都府に提出すること。

ウ 検討会委員に対する報償費・旅費の支払い

開催後、委員に対して報償費・旅費を支払うこと。なお、入札書作成にあたり以下のとおり計算すること。

＜検討会1回あたり＞

- ・報償費 69,500円 (13,900円×5名)
- ・旅 費 7,000円 (5名計)

(4) 出前講座の担い手養成講座に関すること

令和9年度から本プログラムを用いて、保健師・助産師等の専門職が出前講座を実施できるよう、担い手養成講座を開催（対面・Webのハイブリッド開催）することとし、開催にあたって、以下の事務を行うこと。

開催は、京都府北部・京都府南部・京都市内の計3回実施（全て2月頃を予定）する。講座の開催時間は、1回あたり2時間程度とし、参加者の総計は100人程度とする。

会場については、京都府が指示する。受託者は施設管理者へ会場使用料を支払うものとする。なお、入札書作成にあたり、会場使用料は、110,000円で計算すること。

また、講師謝金については、別途京都府が負担する。

ア 養成講座実施に係るチラシの作成

養成講座の参加者を募集するにあたり、開催概要を示したチラシデータを作成すること。

イ 参加者の募集

オンライン上での申し込みフォームを作成し、参加者の募集受付を実施すること。募集にあたっては、京都府の指示に従い、必要事項（名前・住所・所属・連絡先（電話番号、メールアドレス）・活動地域）の記入、必要書類（資格免許・団体（助産師会等）の会員証・国が実施するプレコンサポーター修了証）が添付できる仕組みを構築すること。

また、申込者が養成講座を受講するにあたり、京都府が指示する要件を満たしているかを確認すること。

ウ 受講証明書の発行について

養成講座の受講が修了した者に対し、受講証明書を発行し、メールで送付すること。

受講証明書のデザイン等は事前に京都府に協議すること。

エ 担い手のリスト作成

募集時に収集した必要事項等をまとめた担い手（養成講座の受講が修了した者）のリストを作成すること。

4 成果物

次に掲げる成果物を京都府に提出すること。

- (1) 3 (1) で掲げるプログラム一式

各種データは編集可能な形式 (PowerPoint、Word、MP4形式等) で納品すること。

- (2) 3 (2) で掲げる周知リーフレットのデータ (編集可能な形式 (PowerPoint、Word等) 及びPDF)

- (3) 3 (4) で掲げる受講証明書のデータ (編集可能な形式 (PowerPoint等))

- (4) 3 (4) で掲げる担い手のリスト (Excel等)

- (5) 業務完了報告書

業務完了報告書には、業務名称、実施内容、経費の内訳、実施結果等を記載すること

5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。

- (2) 京都府事業の受託であることを理解し、法令や関係規定を遵守し、業務を執行すること。

- (3) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

- (4) 受託者は、本業務 (再委託をした場合を含む。) を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者に対する開示、漏えいをしてはならない。契約終了後も同様とする。

- (5) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責めに帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

- (6) 本業務により作成した成果物や資料の著作権は京都府に帰属するものとする。

- (7) 業務の一部を再委託する場合は、事前に京都府に報告し、承認を得ることとする。

- (8) 本業務は国庫補助金を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。

- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。